

共同実施事務室だより

名張市共同実施事務室
学務担当
2021年12月発行

名張市教育委員会・教育総務室では、保護者からの就学援助申請を受け、認定、支給の手続きを行っています。共同実施でも子どもたちが安心して学習できる環境を整備するために、教育総務室と連携して、保護者に支援がスムーズにいきわたるように、事務処理の連絡調整を行っています。

今回は、教育総務室で就学援助事務を担当している笠原さんに、コロナ禍での就学援助制度の実情やお知らせしたいことをお聞きしました。

コロナ禍で つなげたい思い

―長引くコロナ禍で就学援助の申請が増えていますか。―

認定の数としては、それほど増えていないのですが、コロナの影響により転職や失業、シフト変更などで世帯の収入が減り困っているという相談を教育総務室で直接受けることが多くなり、家計の厳しい現状を感じています。

就学援助は、昨年の世帯収入を確認し認定していますが、今年の収入に急激な変化があり、所得見込が大きく下がるときにも認定になる場合があります。ただ、収入に急激な変化があったとしても、所得基準を下回らないと認定できないため、申請はあっても支援に至らない場合も多くあります。

―保護者が直接教育委員会申請をされることが多くなったのでしょうか。―

家族構成などが変わる手続きを市役所一階の総合窓口センターで受理する際に、教育総務室でも手続きをするよう案内してもらっています。

訪れる保護者の皆さんに、安心してもらえるように、日頃から笑顔で丁寧に対応することを心がけています。また、先日は職員で教育総務室までの経路がわかりやすいように、緑色のラインテープで案内表示を行いました。

―保護者の気持ちに寄り添ってくださっているんですね。就学援助制度の内容も変更されているところがありますか。―

国の要保護児童生徒（生活支援受給世帯）を対象とする援助費補助金基準を参考にし、市の就学援助制度の補助額等を教育委員会決定しています。令和4年度に、国は要保護支給額の増額等が予定されていますので、就学援助についても同等の支援ができるように予算の確保に努めていきたいと思っています。

―最後に、どんなことを大切に仕事をされていますか。―

子どもたちが家庭の経済的な理由に左右されず安心して学校生活を送れるように少しでもお手伝いができたらと思います。就学援助の仕事をしています。もし学校現場で児童生徒や保護者に困っている様子があれば、就学援助制度を案内していただけたらと思います。教育総務室では、就学援助制度だけで解決できない場合でも、必要に応じて生活支援室、子ども家庭室等の市の他部署や、市社会福祉協議会の支援につなげていきます。

インタビューを終えて

就学援助制度は子どもの教育を社会全体でささえる制度です。笠原さんのお話を聞く中で、コロナ禍で支援が必要な家庭に適切に案内が届いているのか自問しつつ、子ども達の身近な先生、事務職員、教育委員会がつながって学びを保障したいと改めて思いました。

余談ですが、名張市の学校給食の人気メニュー「元気100倍チャーハン」は笠原さんが小学生の時に応募し採用されたメニューだそうですよ！



「学務担当者打合せ会議の様子」



就学援助や他の制度についても気軽に
たずねください。



教育委員会への案内表示
(緑のラインテープ)



教育総務室
※※※さん

保護者負担金がどれくらいわかりますか？ 線で結んでみましょう。

1年間の給食費	・	約50,000円
1年間の教材費 (小学3年生)	・	約20,000円
中学校修学旅行費	・	約58,000円
PTA会費	・	約 4,800円
中学校卒業アルバム代	・	約46,000円
中学生制服代	・	約13,000円

通常は前年（今年度の場合：令和2年1月から令和2年12月）の収入額を基に審査を行います。新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合は令和3年1月以降の収入で審査します。

認定の基準

- ・児童扶養手当を受給している世帯
 - ・前年度(令和2年度)または本年度（令和3年度）に市民税が非課税である世帯
 - ・前年（令和2年）の所得税が非課税である世帯
 - ・前年度（令和2年度）又は本年度（令和3年度）に生活保護が停止又は廃止になった世帯
 - ・前年度（令和2年度）に市民税、固定資産税、個人事業税、国民年金保険料又は国民健康保険税が減免又は免除されている世帯
 - ・生活福祉資金の貸与を受けている世帯
 - ・失業対策事業適格者手帳を有するまたは公共職業安定所に登録した日雇労働者の世帯
 - ・前年の世帯の所得が、生活保護基準の1.2倍以内である世帯
- ※平成25年8月1日に生活保護基準の引き下げがありましたが、引き下げ前の生活保護基準にて測定します。

くめやす>

※合計収入金額とは、年間収入金額から所得税額・社会保険料・生命保険料・地震保険料を差し引いた金額です。

なお、年齢の違い等で生活保護基準は変わってきますので、あくまでめやすとして申請の参考にしてください。

- ・その他経済的に児童生徒の就学に支障のある世帯

家族構成(年齢)	世帯の合計収入金額のめやす※
2人(32・8歳)	260万円以下
3人(36・32・7歳)	285万円以下
4人(36・32・9・5歳)	310万円以下
5人(43・38・14・10・8歳)	380万円以下

◆就学援助費支払一覧表（令和3年4月版）

（単位：円）

区分	小学生 (1年生)	小学生 (その他の 学年)	中学生 (1年 生)	中学生 (その他の 学年)	市からの支払時期	備考
学用品・通学用品費 (1学期)	3,877	4,633	7,577	8,333	6月30日	4～7月分
学用品・通学用品費 (2学期)	4,846	5,792	9,471	10,417	11月30日	8～12月分
学用品・通学用品費 (3学期)	2,907	3,475	5,682	6,250	2月28日	1～3月分
宿泊を伴わない校外活動費	交通費及び見学科 のみ。 (上限 1,600円)		交通費及び見学科 のみ。 (上限 2,310円)		実施後、学校の精算・報告等の終了後	実施学年で参加した場合に支給。
新入学児童生徒 学用品費	51,060		60,000		6月30日	1年生のみ支給。 ただし、入学前に支給された者を除く。
修学旅行費	実費	実費	実費	実費	実施後、学校の精算・報告等の終了後	実施学年で参加した場合に支給。※集合写真代は一人一枚まで。
宿泊を伴う校外活動費	交通費及び見学科のみ				実施後、学校の精算・報告等の終了後	実施学年で参加した場合に支給。
通学費	実費	実費	実費	実費	6月30日(12分の4) 11月30日(12分の5) 2月28日(12分の3)	名張市遠距離通学等児童生徒通学費補助金の交付対象となる方で、公共交通機関を利用する場合に支給。
学校給食費	実費	実費			毎月	教育委員会から直接学校へ支払い。
日本スポーツ振興センター保険加入料	550	550	550	550	日本スポーツ振興センター保険加入時	教育委員会から直接日本スポーツ振興センターへ支払い。